



令和 8 年 8 月号



三上税理士法人発行  
オリジナル事務所通信

代表  
便り

## 祝！かすがい社会労務士法人設立！

皆さん、こんにちは。いよいよ夏本番ですね。暑さに負けないよう体調管理には気を付けたいところですが、私の場合は、三上史上最大の体重からのダイエットから始めなければいけないようです（笑）。

さて、このたび令和 8 年 5 月 15 日付で、「**かすがい社会保険労務士法人**」を設立いたしました。代表社員は、これまで三上税理士法人で総務業務を担当してきた青木葉子です。

青木は日々の業務をこなしながら社会保険労務士試験に合格し、このたび代表社員として新たなスタートを切ることになりました。身近で努力を見てきた一人として、本当にうれしく思っています。

数年前から『社労士もグループに加えたいね』と話しており、それが今回、社内スタッフの努力によって実現したことを、とてもうれしく思っています。当面は、グループ内での労務部門として活動するため、事務所は三上税理士法人本店と同じ建物の 3 階に開設しました。



私たちが以前から目指してきたのは、「困ったら三上グループへ相談すれば大丈夫」と思っていただけの体制づくりです。

税務の相談を受けていると、「社会保険の手続きはどこへ相談すればいいですか？」「助成金のことも聞きたいのですが…」というご相談をいただくことが少なくありません。そのたびに外部の先生をご紹介していましたが、これからはグループ内で、よりスムーズに対応できるようになります。

特に小規模事業者の皆様は、「顧問の社会保険労務士までは必要ないかな…」と感ずることもあると思います。そんな時こそ、ぜひお気軽にご相談ください。社会保険や労働保険の各種手続き、助成金のご相談など、必要なタイミングでサポートさせていただきます。また、税務顧問をご契約いただいているお客様には、できるだけご利用いただきやすいよう、顧問料についても大幅な優遇制度を予定しています。

税務・会計だけでなく、労務までワンストップで安心してご相談いただける体制を整え、これまで以上に企業の皆様のお役に立てるグループを目指してまいります。

今後とも、三上税理士法人グループをよろしくお願いいたします。

本店  
便り

## 減価償却資産を多数購入して貸し付ける節税スキームは封じられています！

文責：亀田

最近、複数のお客様から、「業者からこういうビジネスを勧められた」というお話を伺いました。それは、「10 万円未満の減価償却資産を多数購入して、貸し出す」というものです。具体的には、業者は建設現場用の足場、LED 照明、最近では小型のドローンなどを大量に一括で購入してもらい、それをそのまま借り受けて第三者へレンタルするなどして利益を得る、勧められた側は賃料収入を得ることができ、ものによっては最後に売却する際にある程度の金額で売れる、というビジネスモデルのようです。

ただ、その業者は、「これは節税になる」という説明をしてきたそうでして、これは要注意です。

なぜなら、この節税スキームは実際にあったものではありませんが、令和 4 年度の税制改正によって既に封じられているからです。

<次のページへ続く>

＜前のページからの続き＞

このスキームは、10 万円未満の減価償却資産は使用し始めた事業年度に全額を経費として落とせるというルールを利用したものでした。

例えば、利益が多く出ることが分かっている事業年度に、1 個が 9 万 9 千円の建設現場用足場を 100 個買えば、一度に 990 万円を経費にすることができるので利益を圧縮することができ、なおかつレンタル料収入とそれが終わった後の売却金額の合計が 990 万円以上になれば損もしない、というものでした。(実際はレンタル料収入や売却金額に税金がかかりますので、「節税」というよりは「課税の繰延べ」となるケースが多いです。また、1 個 1 個が単独で使えるものではないと税務署に判断されてしまうと、一度に経費で落とせない可能性もあります。)

これが、令和 4 年度の税制改正で、令和 4 年 4 月 1 日以後に取得した、本業ではない貸付のための減価償却資産は、10 万円未満のものでも通常の減価償却をしなければならないこととなりました。つまり、税制改正前は全額を一度に経費にできたものが、改正後は数年をかけて経費にしていける必要が出てきたということになります。

なお、これらの資産は、20 万円未満のものを一括償却資産とすることや、40 万円未満(以前は 30 万円未満)のものを少額減価償却資産とすることも同様にできなくなっています。

くれぐれも節税目的でこういったビジネスを始めないよう、ご注意ください。

インター  
店  
便り

## 店長交代いたしました

文責：大矢

こんにちは。本日はいつもと文章の始まり方が違うぞと思われたかと思います。

このたび 7 月 1 日付で、前任者の大脇より春日井インター店店長を引き継ぎました、大矢 剛稚（おおや たかのり）と申します。初めて名前を聞いたという方もいらっしゃると思いますが、精一杯努力致しますので、今後ともインター店一同、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。



また今回の就任に伴い、こちらのインター店便りも大脇に代わり担当致します。大脇のように面白い記事が書けるかどうか不安ですが、皆様に少しでも有意義な情報を発信できるよう取り組んで参ります。宜しくお願い致します。

今回は少しだけ、わたくしの自己紹介をさせていただきます。

昭和 62 年生まれの 39 歳、中途入社で現在入社 11 年目となります。若手社員も増えた弊社の中では、中堅よりベテランの位置に片足が入ってきております。

新卒で入社したのは、皆様もよくお買い物されるであろう DCMカーマ(株)（当時(株)カーマ）でした。熱田店の園芸担当者として、お花の世話や、用土など運ぶためフォークリフトに乗っており、日焼けして毎日ダラダラと汗をかいて店舗中を走り回っておりました笑

今の業種とは全く異なりますが、当時も担当者として売り場の管理・運営等を行っており、そのころから数字に興味が出てきて、会社経営のサポートや会計知識を付けるために様々な経験を積んで今に至ります。

まだまだ知識・経験不足なことばかりですが、初心を忘れず責務を全うできるよう取り組んで参りますので、改めて宜しくお願い致します！！

## 大学生の「年収の壁」について（給与収入のみの場合）

文責：新宅

## (1)107 万円→住民税の壁（住民税非課税の範囲）

住民税（市民税・県民税）は年齢に関係なく、一定の所得がある場合に課税されます。

【 市民税・県民税が非課税となる基準 】

|                  | 給与収入(所得金額)      | 給与収入(所得金額)<br>※未成年者の場合 |
|------------------|-----------------|------------------------|
| 令和3年度から令和7年度課税まで | 97万円以下(42万円以下)  | 204万3999円以下(135万円以下)   |
| 令和8年度課税以降        | 107万円以下(42万円以下) | 204万3999円以下(135万円以下)   |

なお、学生の勤労による所得(事業所得、給与所得、退職所得、雑所得)が基準以下、かつ、勤労に基づく所得以外の所得が 10 万円以下である場合、**勤労学生控除**を受けることができます。(特定の学校の学生、生徒であることも要件の一つです。)

【 勤労学生控除を受けることができる基準と控除額 】

|                  | 給与収入(所得金額)      | 控除額  |
|------------------|-----------------|------|
| 令和3年度から令和7年度課税まで | 130万円以下(75万円以下) | 26万円 |
| 令和8年度課税以降        | 150万円以下(85万円以下) | 26万円 |

(注1)所得48万円(令和8年度からは58万円)を超えると、家族の扶養に入れなくなります。

(注2)市民税・県民税は市区町村によって異なる場合があります。ここでは春日井市の基準に基づいて説明しています。

## (2)150 万円→社会保険料の壁（扶養する人の社会保険に加入できる）

扶養認定を受ける方が 19 歳以上 23 歳未満の場合（被保険者の配偶者を除く）、「年間収入 150 万円未満」まで親の社会保険の扶養認定が受けられます。

ただし、お勤め先の会社規定やその他の条件によって基準が異なります。

詳しくは、扶養する方が加入する健康保険組合などにお問い合わせください。

## (3)159 万円→所得税の壁（扶養する人が特定親族特別控除を満額利用できる）

納税者に、生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等で、合計所得金額が一定金額以下の控除対象扶養親族に該当しない者（以下「特定親族」といいます。）がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられます。これを特定親族特別控除といいます。

給与所得控除額は、令和 8・9 年分の場合、220 万円の収入までは 74 万円です。したがって、給与収入のみの場合は 159 万円以下まで、扶養する人が特定親族特別控除を満額受けることができます。

【特定親族特別控除の金額】

控除額は、特定親族の[合計所得金額](#)により次の表のとおりになります。

| 特定親族の合計所得金額    | 控除額  |
|----------------|------|
| 58万円超 85万円以下   | 63万円 |
| 85万円超 90万円以下   | 61万円 |
| 90万円超 95万円以下   | 51万円 |
| 95万円超 100万円以下  | 41万円 |
| 100万円超 105万円以下 | 31万円 |
| 105万円超 110万円以下 | 21万円 |
| 110万円超 115万円以下 | 11万円 |
| 115万円超 120万円以下 | 6万円  |
| 120万円超 123万円以下 | 3万円  |

<次のページへ続く>

＜前のページからの続き＞

大学生の収入の影響については他にも、扶養する人の会社規定の手当などがあります。  
一つのボーダーラインの参考としてご参照ください。

【参考】

- ・春日井市 アルバイトにも市民税・県民税はかかるのですか？  
<https://www.city.kasugai.lg.jp/faq/1000411/1000412/1000879.html>
- ・日本年金機構 19 歳以上 23 歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります  
<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2025/202508/0819.html>
- ・国税庁 No.1177 特定親族特別控除  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1177.htm>

行楽  
日記

熱田まつり

文責：加藤（康）

熱田まつりに参加して、地域の伝統と活気を強く感じることができました。

熱田まつりは毎年 6 月 5 日に行われ、名古屋では「夏の訪れを告げる花火」として知られています。

特に夜の花火はとても迫力があり、多くの人が見上げる中で打ちあがる光景が印象的でした。

境内や周辺にはたくさんの屋台が並び、祭りならではのにぎやかな雰囲気を楽しめました。

また、長い歴史をもつ熱田まつりを通して地域の人々が伝統を大切に受け継いでいることを実感しました。多くの来場者で混雑していましたが、それも祭りの魅力の一つだと思います。

日本の文化や地域のつながりを感じられる貴重な機会となり、来年もぜひ訪れたいと感じました。



夏季休業のお知らせ

**8 月 11 日(火・祝)、および 8 月 13 日(木)**

上記以外の平日、および 8 月 14 日(金)以降は通常営業致します。

皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜ります様お願い申し上げます。



8 月の税務

- ・個人事業税の納付(第 1 期分) **納付期限…8 月中において各自治体の条例で定める日**
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第 2 期分) **納付期限…8 月中において各自治体の条例で定める日**
- ・6 月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)、  
12 月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)、  
個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告 **申告期限…8 月 31 日(月)**

無料経営相談につきまして

代表税理士・三上の無料経営相談を随時実施いたしております。

ご希望がございましたらお気軽に担当者までご連絡ください！

日程を調整させていただきます。

三上税理士法人

- 本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92  
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039
- 春日井インター店 〒487-0023 愛知県春日井市不二ガ丘 1-38-2  
TEL:0568-29-9211 / FAX:0568-29-9212
- ◆共通メールアドレス mikami@taxer.info